解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月二十六日開催の社員総会の決議及び平成二十四年十二月十九日徳島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月八日

徳島県阿南市椿町地蔵ケ谷七番地の二

医療法人中野医院

清算人　中野　益弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月八日

奈良県五條市中町三五番地の一

財団法人阪合部自治会

清算人　前川　芳史

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十二月三十一日付で岩手県知事の認可を受け、平成二十五年一月七日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月八日

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目一番地

奥州市土地開発公社

代表清算人　小沢　昌記

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月八日

福井県大野市稲郷第四三号一三番地

社団法人上庄共栄会

代表清算人　森廣　廣治

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十二月二十日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月八日

大阪府大阪狭山市狭山一丁目二三八四番地の一

大阪狭山市土地開発公社

代表清算人　宮﨑　順介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字紺屋町一四六番地、最後の住所青森県弘前市大字浜の町東二丁目一一番地一七　被相続人　亡　田辺　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地の四三

中林裕雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋嶋　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道余市郡余市町港町一七番地、最後の住所宮城県石巻市流留字七勺九番地三四

被相続人　亡　山科　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

宮城県石巻市穀町一一番二九号

相続財産管理人　中尾　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区矢来町五五番地、最後の住所東京都八王子市左入町三七三番地一特別養護老人ホームファミリーマイホーム

被相続人　亡　関口　邦夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

東京都立川市緑町七番地の二サンクタス立川Ｔ１南立川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目四番、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目四番一二号　被相続人　亡　小田原たみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市境川町小黒坂二二五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小沢　忠行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

山梨県甲府市相生一丁目一番二〇号清田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀内　寿人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区清里町六九番地八九、最後の住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島七〇四番地三　被相続人　亡　神野晋太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

三重県津市羽所町三四五津駅前第一ビル六階

相続財産管理人　**北薗　太**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区竹島三丁目二三番地、最後の住所京都府八幡市男山笹谷五番地―Ｄ八―一〇一　被相続人　亡　児玉　龍子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月八日

京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一二〇番地　田辺法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千百二十万円減少しその全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十五年二月八日

大阪市中央区上町一丁目一番二八号

東邦レオ株式会社

代表取締役　橘　俊夫

第48期決算公告　平成25年2月8日

大阪市中央区上町一丁目1番28号

東邦レオ株式会社

代表取締役　橘　俊夫

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,330,296
	固定資産	5,004,602
	合計	8,334,898
負債及び純資産の部	流動負債	4,199,136
	固定負債	555,185
	株主資本	3,461,898
	資本金	307,200
	利益剰余金	3,431,058
	利益準備金	11,278
	その他利益剰余金	3,419,780
	（うち当期純利益）	(0)
	自己株式	△276,360
	評価・換算差額等	118,679
	合計	8,334,898